

○総務省告示第 号

別紙 4-1

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第二十四条の十二第二項において準用する同法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第五十八号（登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、令和〇年〇月〇日限り廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

1 表面

第 号

登録外国点検事業者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第24条の12第2項において準用する同法第24条の8第1項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所 属

氏 名

交 付 年 月 日

有 効 期 限 年 月 日

総 務 省 印

2 鑑 査

CERTIFICATE

Mr/Ms.

Inspector of Registered Private Foreign Examination's Agent

Ministry of Internal Affairs and Communications

JAPAN

備考 大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表				別表			
無線設備の機器		点検の項目		無線設備の機器		点検の項目	
一 送信設備及び受信設備の機器	(1) 超短波帯の無線設備の機器	[略]	[略]	一 送信設備及び受信設備の機器	(1) 超短波帯の無線設備の機器	[同上]	[同上]
		3 送信装置の作動状態の確認	ア 周波数及び空中線電力の偏差の良否(任意の一周波数) イ 免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否(任意の一周波数)			3 送信装置の作動状態の確認	ア 周波数及び空中線電力の偏差の良否(任意の一周波数) イ 免許状に記載された通信の相手方との通信の良否(任意の一周波数)
	(2) 中短波帯の無線設備の機器並びに中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	[略]	[略]		(2) 中短波帯の無線設備の機器並びに中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	[同上]	[同上]
		3 送信装置の作動状態の確認	ア 周波数及び空中線電力の偏差の良否(中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数) イ 免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否(中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数)			3 送信装置の作動状態の確認	ア 周波数及び空中線電力の偏差の良否(中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数) イ 免許状に記載された通信の相手方との通信の良否(中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数)
[略]	[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
六 施行規則第二十八条第二項本文の無線設備の機器	[略]	[略]	[略]	六 施行規則第二十八条第二項本文の無線設備の機器	[略]	[同上]	[同上]
	2 送受信部の性能の確認	[略]	免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否(任意の一周波数)		2 送受信部の性能の確認	[同上]	免許状に記載された通信の相手方との通信の良否(任意の一周波数)

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第六項の規定に基づき、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第五百六十六号（電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件）は、令和〇年〇月〇日限り、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

無線通信規則付録第十六号に掲げる書類に代えることができるものの内容を、その有効期間を付して総務省電波利用ポータル（<https://www.tele.soumu.go.jp/>）に掲載する方法

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第七項（第四十五条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子申請等により、同規則第三十八条第七項各号に掲げる書類に係る電磁的記録を提出した無線局及び同規則第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は同条第三項の書類に係る電磁的記録を提出した高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第三百二十三号（電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件）は、令和〇年〇月〇日限り、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

- 一 総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された添付書類等に係る電磁的記録（以下「添付書類等に係る電磁的記録」という。）の写しであることを総務大臣又は総合通信局長

（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が証明した書面を備え付けておく方法

二 免許人又は高周波利用設備の設置者（代理人による申請の場合は、代理人を含む。以下同じ。）

が添付書類等に係る電磁的記録を印刷した書面を備え付けておく方法

三 免許人又は高周波利用設備の設置者が添付書類等に係る電磁的記録を電磁的方法により記録し、当該記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておく方法

四 前各項に掲げる方法に準ずる方法であつて、無線局又は高周波利用設備の数、設置場所その他の条件に照らしてこれらの管理上合理性があると総務大臣又は総合通信局長が認める方法

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八の二及び第三十八条の三の規定に基づき、昭和二十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

「一 略」

一 業務書類等の備付場所の特例

次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（免許記録を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。

	無線局の種別	備付場所
「一～三 略」		
四	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所

「注 略」

「三 略」

備考 表中の「 」の記載は注記である。

改 正 前

「一 同上」

一 業務書類等の備付場所の特例

次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（一の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。

	無線局の種別	備付場所
「一～三 同上」		
四	宇宙物体に開設する無線局	無線従事者の常駐する場所のうち主なもの
五	無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）	無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所
六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所

「注 同上」

「三 同上」

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十四条第一項の規定に基づき、申請等を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第三百二十五号（電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件）は、令和〇年〇月〇日限り、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

施行規則第五十四条第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 検定規則第十一条第一項の規定による合格機器に係る変更の届出（同条第二項の規定により合格証書の書換え又は訂正を要することとなる場合に限る。） 合格証書
- 二 従事者規則第三十二条の二第一項の規定による確認の取消しの申請（同条第二項の規定により確認書の訂正を受けなければならない場合に限る。） 確認書

三 従事者規則第五十条の規定による免許証の再交付の申請（免許証を失った場合を除く。） 免許証

四 従事者規則第五十六条の規定による船舶局無線従事者証明書（この号及び次号において「証明書」という。）の訂正の申請 証明書

五 従事者規則第五十七条の規定による証明書の再交付の申請（証明書を失った場合を除く。） 証明書

六 無線従事者規則の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第百三号）附則第四項の規定により免許証の訂正を受けることができるものとされた同令による改正前の従事者規則第四十九条の規定による免許証の訂正の申請

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第三号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 現に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合(第三項に規定する場合を除く。)であつて、開設しようとする無線局が次に掲げる条件に適合するもの 〔1〕4 略〕 5 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許記録並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。)をそのまま継続使用すること。 〔6 略〕 二 現に免許を受けている無線局の無線設備をそのまま共通に使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の各号に掲げる条件に適合するもの 〔1〕3 略〕 4 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許記録並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。 〔5 略〕 〔三〕五 略〕 六 次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送を行う基幹放送局(超短波多重放送の音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送の電波に重畳するための装置を有するものを除く。) 〔1 略〕 2 現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類(免許記録並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。 〔3 略〕	一 現に免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま継続使用して他の無線局を開設しようとする場合(第三項に規定する場合を除く。)であつて、開設しようとする無線局が次に掲げる条件に適合するもの 〔1〕4 同上〕 5 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。)をそのまま継続使用すること。 〔6 同上〕 二 現に免許を受けている無線局の無線設備をそのまま共通に使用して他の無線局を開設しようとする場合であつて、開設しようとする無線局が次の各号に掲げる条件に適合するもの 〔1〕3 同上〕 4 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。 〔5 同上〕 〔三〕五 同上〕 六 次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送を行う基幹放送局(超短波多重放送の音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送の電波に重畳するための装置を有するものを除く。) 〔1 同上〕 2 現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類(免許状並びに免許申請書及びその添付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することができること。 〔3 同上〕
備考 表中の「 〃 」の記載は注記である。	

○総務省告示第 号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第六条第二項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百二十九号（電波法第三十五条第一号の予備設備を備えている義務船舶局等の無線設備の機能試験の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
機能試験の方法は、次の表の上欄に掲げる無線設備の機器について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			機能試験の方法は、次の表の上欄に掲げる無線設備の機器について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
無線設備の機器	機能試験の方法		無線設備の機器	機能試験の方法	
一 送信設備及び受信設備の機器	1 送信装置	免許記録に記載された通信の相手方へ音声の送信を行い、又は擬似空中線回路を用いて直ちに使用できる状態にあるかを確かめる。	一 送信設備及び受信設備の機器	1 送信装置	免許状に記載された通信の相手方へ音声の送信を行い、又は擬似空中線回路を用いて直ちに使用できる状態にあるかを確かめる。
	〔略〕	〔略〕		〔同上〕	〔同上〕
〔略〕	〔略〕		〔同上〕	〔同上〕	
備考 表中の「 」の記載は注記である。					

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

各 目 次			各 目 次		
第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領 [1 略] 2 法第60条の時計及び備付書類等			第1 [同左] [1 同左] 2 法第60条の時計及び備付書類等		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び備付書類等			法第60条の時計及び備付書類等		
[1 略]			[1 同左]		
2 備付書類			2 備付書類		
(1) 免許記録	<u>備付け（無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第1項の表注一（掲示にあっては、同条第2項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。</u>	<u>備付け（無線航行移動局にあっては掲示を含む。）の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。</u>	(1) 免許状	<u>備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる（無線航行移動局を除く。）。</u>	<u>備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。</u>
(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を調べる。 2 使用が終わった日から2年間保存されているかどうか調べる。 3 必要な記載事項が記載されているかどうか調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。	(2) 無線業務日誌	[同左]	[同左]
(3) その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3	<u>備付けの有無の適否を調べる。</u>	<u>備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。</u>	(3) その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3	<u>備付けの有無の適否を調べる。なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。</u>	<u>備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。</u>

項の届出書の写し)		
-----------	--	--

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
[2 略]		

[一の二～三 略]

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

[1 略]

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1 略]		
2 備付書類		
(1) 免許記録	備付け（揭示を含む。）の有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第1項の表注一（揭示にあっては、同条第2項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付け及び揭示の有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

項の届出書の写し)		
-----------	--	--

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又はその電磁的記録による写し（無線航行移動局を除く。）及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
[2 同左]		

[一の二～三 同左]

第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

[1 同左]

2 法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1 同左]		
2 備付書類		
(1) 免許状	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を調べる。 2 使用が終わった日から2年間保存されているかどうか調べる。 3 必要な記載事項が記載されているかどうかを調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
(3) その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し、変更の届出書の添付書類等の写し、船舶局局名録等	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所	免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
[(3)・(4) 略]		
(5) 船舶関係事項（船舶局に限る。）	次の事項について、 <u>免許記録</u> 、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 1 船舶の所有者 2 船舶の用途 3 航行区域（航行する区域	[同左]

(2) [同左]	[同左]	[同左]
(3) [同左]	備付けの有無及び現行化の適否を調べる。 <u>なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備え付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。</u>	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注 当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備えていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) [同左]	免許状及び申請書の添付書類（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	[同左]
(2) [同左]	免許状及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[同左]
[(3)・(4) 同左]		
(5) 船舶関係事項（船舶局に限る。）	次の事項について、 <u>免許状</u> 、無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。 1 船舶の所有者 2 船舶の用途 3 航行区域（航行する区域	[同左]

	及び航行する海域)又は従業制限 4 国際航海従事の有無 5 総トン数 6 旅客定員 7 主たる停泊港 8 船体番号又は漁船登録番号 9 信号符字	
〔2 略〕		

〔二・三 略〕

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

〔1 略〕

2 法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許記録	備付けの有無等を調べる。備付けは、施行規則第38条第1項の表注一（掲げにあっては、同条第2項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2 その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3項の届出書の写し）	備付けの有無の適否を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表

	及び航行する海域)又は従業制限 4 国際航海従事の有無 5 総トン数 6 旅客定員 7 主たる停泊港 8 船体番号又は漁船登録番号 9 信号符字	
〔2 同左〕		

〔二・三 同左〕

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領

〔1 同左〕

2 法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許状	備付けの有無等を調べる。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。
2 〔同左〕	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注 免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、

示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許記録及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許記録及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
[2 略]		

[一の二～三 略]

備考 表28の[]の記載は付記しない。

表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状又はその電磁的記録による写し及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	[同左]
(2) 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許状又はその電磁的記録による写し及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	[同左]
[2 同左]		

[一の二～三 同左]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第二百七十八号第1の2の表、第1の3の1の表、第2の2の表、第2の3の1の表、第3の2の表及び第3の3の1の表の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

[1 略]

2 法第60条の時計及び備付書類等

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 時計	備付けの有無を確認する。
2 備付書類	
(1) 免許記録	備付け（船舶局、船舶地球局及び無線航行移動局にあつては掲示を含む。）の有無等を確認する。備付けは、施行規則第38条第1項の表注一（掲示にあつては、同条第2項）に掲げる方法によるものとなっているか確認する。
(2) 無線業務日誌	1 備付けの有無を確認する。 2 使用が終わった日から2年間保存されているかどうか調べる。 3 必要な記載事項が記載されているかどうか調べる。
(3) その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、 変更申請書の添付書類の写し及び 変更の届出書の添付書類等の写し （包括免許に係る特定無線局に あつては、法第27条の6第3項の 届出書の写し）	備付けの有無の適否を調べる。

注 備付書類が電磁的記録によるもの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌であるときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線

改正前

[1 同左]

2 法第60条の時計及び備付書類等

登録検査等事業者等規則別表第7号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。なお、免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けているときは、当該写しを表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べるものとする（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）。

3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線

局の場合を除く。)

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 無線局事項書関係	
(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住 所	免許記録又は予備免許通知書（電子処分通知等を含む。以下同じ。）及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。
[(3)・(4) 略]	
(5) 船舶又は航空機関係事項	
ア 船舶局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ 航空機局	免許記録又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
[2 略]	

[注1・2 略]

[一の二・二 略]

三 総合試験

[略]

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1・2 略]		
3 地上基幹放送	(1) 免許記録に記録され、又は無線局事項書の写し	[略]

局の場合を除く。)

点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 無線局事項書関係	
(1) 免許人（予備免許を受けた者を含む。）の氏名又は名称並びに住 所	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。
(2) 無線設備の設置場所（常置場所）	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。
[(3)・(4) 同左]	
(5) 船舶又は航空機関係事項	
ア 船舶局	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証書、運航許可書等と照合し、確認する。
イ 航空機局	免許状若しくはその電磁的記録による写し又は予備免許通知書及び無線局事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証明書等と照合し、確認する。
[2 同左]	

[注1・2 同左]

[一の二・二 同左]

三 総合試験

[同左]

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
[1・2 同左]		
3 地上基幹放送	(1) 免許状若しくはその電磁的記録による写し又は	[同左]

局	に記載された放送区域内における受信状況を確認する。	
[(2)・(3) 略]		
[4 ～ 6 略]		
[注 1 ・ 2 略]		

局	無線局事項書の写しに記載された放送区域内における受信状況を確認する。	
[(2)・(3) 同左]		
[4 ～ 6 同左]		
[注 1 ・ 2 同左]		

備考 表中の [] の記号は下記による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十二年総務省告示第二百七十九号第二項並びに第三項第一号及び第三号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第 号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

修 正 後															修 正 前												
別表第三号 法規															別表第三号 〔同左〕												
授 業 科 目			養成課程別の授業の要否及び程度（注）												授 業 科 目			養成課程別の授業の要否及び程度（注）									
			第 三 級	第 四 級	第 一 級	第 二 級	第 三 級	レ ダ ー	航 空	航 空	第 一 級	第 二 級	第 三 級	国 内	第 二 級	第 三 級	第 四 級										
業 内 容	授 業 内 容 の 詳 細		海 上	海 上	海 上	海 上	海 上	一 級	線 通	無 線	特 上	特 上	特 上	信 級	ア マ	ア マ	ア マ	海 上	海 上	海 上	海 上	海 上	一 級	線 通	無 線	特 上	特 上
	旨		無 線	無 線	特 殊	特 殊	特 殊	海 上	信 士	技 士	特 殊	特 殊	特 殊	陸 上	チ ュ	チ ュ	チ ュ	無 線	無 線	特 殊	特 殊	特 殊	海 上	信 士	技 士	特 殊	特 殊

[illegible]

			[略]
		[略]	
	[略]		

			[同左]
		[同左]	
	[同左]		